山本伎

13.ﾚ2. 災害扶助規定

傭使最低年齢規定（満十四才以上）

第五八號　田中反動内閣弾劾に関する件

一、対支外交の失敗 ―――― 説明者　宮崎竜介

理由

支那革命勃発以来十七年、日本の軍閥と資本閥とは「武力統一政策」「南北分裂政策」等に依って三民主義による国民革命運動を抑圧排撃しつづけて来た。然し支那民衆の要望は必然的成果を収めて、国民革命は遂に支那南北の統一を実現するに至り、国民政府は直ちに不平等条約の改訂、関税自主、確保、治外法権、撤廃等に向って邁進するに至った。之が為め日本の伝統的帝国主義外交は異常なる矛盾と失敗とを暴露し、山東出兵、済南、奉天強圧等あらゆる手段を以てその失敗を糊塗せんとしたが何れも遂に成功しなかった。

今日、日本の政権を握る田中内閣は日露戦争以来日本の政権にあるところの軍閥と資本閥とを代表する典型的内閣であって、日支通商条約改訂交渉に於ても殆ど武力的威嚇を以て之に臨み、却って国民政府の[illegible]日支間の経済絶交はその極点に達するに至ったのみならず、[illegible]其の他[illegible]吾国が支那の新興勢力に対し相当の友誼的態度を以て、

[illegible]帝国主義的な思想に駆りつつ、[illegible]国民を蹂躙し、[illegible]而して其の間[illegible]或は[illegible]一派[illegible]に於て彼等[illegible]覇権を握らんとしておるのであって[illegible]日本国民[illegible]利権に留らしめつつある田中反動内閣[illegible]両国の問題は解決せざるばかりでなく[illegible]を打倒せよ。然らざれば日支両国民衆の幸福と平和は得られないであらう。

二、反動的民衆弾圧政策 ―――― 説明者　松岡駒吉

（[illegible]）

三、地主擁護の地租委譲反対 ―――― 説明者　亀井貫一郎

理由

田中内閣は[illegible]重大政策たる地租委譲を昭和[illegible]

[illegible]四年度より実行せんとし[illegible]

[illegible]減額[illegible]と称するも[illegible]故に[illegible]

[illegible]所謂[illegible]地主農村の自作農[illegible]

[illegible]の[illegible]万円を國税[illegible]市町村税

[illegible]